

埼玉県環境科学国際センター契約業者等選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県環境科学国際センターの業務の執行に当たり、契約業者等の適正な選定を図るために、埼玉県環境科学国際センターに埼玉県環境科学国際センター契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品の購入等の適正な執行に当たり、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定に関し、必要な事項を審議する。

(1) 環境部契約業者等選定委員会に内申する事案

(2) 競争入札に付する事案

2 前項の審議は、担当者の内申に基づいて行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

会 長 センター長

副 会 長 研究所長

委 員 研究企画室長、研究推進室長、研究推進室副室長、事務局担当部長

2 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(決定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、会長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は業務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、埼玉県環境科学国際センターにおいて情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第2条第2項の内申資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会事務局は、総務・学習・情報担当に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。